

輪番休業に関する要求書

2021年1月11日

日本交通株式会社

代表取締役社長 若林 泰治 殿

東京都新宿区高田馬場3-13-3-404

日本労働評議会中央執行委員会

委員長 長谷川 清輝

日本労働評議会東京都本部

委員長 中里 好孝

同 日本交通分会

分会長 高橋 聡

昨年は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い経済活動の自粛を余儀なくされるなか、貴社はグループ会社ごとに輪番で休業し、雇用調整助成金を活用するなどして、公共の交通機関としての使命を果たしてきました。また、コロナ禍でありながら十分な利益も確保し、withコロナ時代を生き抜くための設備投資も行っています。しかし、そのような企業努力とは裏腹に、一度は収まりかけたコロナは再度感染拡大し、1都3県で緊急事態宣言が発出される事態となってしまいました。現在は、20時を回るとオフィス街も繁華街も閑散として、すれ違うタクシーは空車ばかりです。大手事業者が積極的に輪番休車をしないと、各社共倒れになりかねない危機的状況にあります。

既にご検討中の事とは存じますが、緊急事態ゆえ、2月度（1月15日）から下記の通り輪番休業して頂くよう要求いたします。

つきましては、1月15日までに書面でご回答ください。

記

1. 全ての営業所と子会社を2つにグループ分けし、2週間ごとに輪番で休業すること
2. 高齢者や疾患持ちなど重症化しやすい乗務員に配慮し、希望者は無条件で休業させること
3. 休業手当は令和2年の10～12月を算定期間とし、3か月の合計賃金を稼働日数で割った平均賃金の100%を支給すること。

以上